

国の経済対策に伴う現場代理人の特例措置について

平成 26 年 4 月 1 日
改正：平成 27 年 4 月 1 日
改正：平成 28 年 6 月 1 日
改正：令和 2 年 1 月 1 日
改正：令和 5 年 1 月 1 日
松前町 出納局 会計課

本町では、国の緊急経済対策に即応した予算を円滑に執行するため、当分の間、以下のとおり現場代理人の常駐緩和措置を講ずることとしました。

なお、本町発注工事以外の工事と兼任したい場合は、当該発注機関の承諾があることが条件となります。

1. 現場代理人に係る常駐緩和措置について

愛媛県中予地方局管内において、契約を締結する工事を対象とします。

2. 現場代理人の常駐義務を緩和する要件について

工事請負契約約款第 10 条に規定する現場代理人について、以下の要件を全て満たす場合は、他工事の現場代理人との兼任を認めます。

なお、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事は、1 件以上の工事の請負金額が 4,000 万円（建築一式工事にあつては 8,000 万円）以上であっても、2 件まで兼任を認めます。

【要件】

- (1) 兼任する工事の請負金額が全て 4,000 万円（建築一式工事にあつては 8,000 万円）未満であること。
- (2) 兼任する工事が本件工事を含め 3 件以内であること。
- (3) 兼任する工事の各現場間の直線距離が 10 km 以内であること。
- (4) 本町発注工事以外の工事と兼任したい場合は、当該発注機関の事前承諾を得ていること。
- (5) 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れる体制で、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- (6) あらかじめ、入札公告、仕様書等により兼任不可となっていない工事であること。

3. 現場代理人を兼任したい場合の手続きについて

- (1) 現場代理人を兼任する場合は、「現場代理人の兼任申請書（様式 1）」を提出してください。（本町発注工事以外の工事と兼任したい場合は、当該発注機関への①現場代理人届、②工事請負契約書、③監督員の通知の各写しを添付すること。）
- (2) 本町は、工事内容等により兼任が認められるかを確認したうえで「現場代理人の兼任承認書（様式 2）」を発行します。
- (3) 工期途中に現場代理人の兼任の内容に変更があった場合、又は、新たに本町発注工事以外の工事と現場代理人を兼任することとなった場合についても同様の手続きとなります。
- (4) 競争入札した工事において、当初契約時に兼任申請をする場合は、会計課に提出してください。その後の手続きについては、工事担当課となります。

4. 特例措置の施行日及び適用期間

平成 26 年 4 月 1 日から特例措置を当分の間、実施しているところですが、建設業法施行令の改正に伴い、金額要件を見直し、令和 5 年 1 月 1 日から適用します。なお、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなります。